第十一・七条　内国民待遇

1　各締約国は、知的財産の保護（注1）に関し、自国の国民（注2）に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える。ただし、貿易関連知的所有権協定及び世界知的所有権機関（以下この章において「ＷＩＰＯ」という。）により運用される多数国間協定であって当該各締約国が締結しているものに定める例外については、この限りでない。

注1　この1の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに特にこの章の規定の対象となる知的財産権の利用に影響を及ぼす事項を含む。

さらに、この1の規定の適用上、「保護」には、次の事項に関する規定も含む。

(a)　第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）に定める効果的な技術的手段

(b)　第十一・十五条（電磁的な権利管理情報の保護）に定める権利管理情報

注2　この1の規定の適用上、締約国の「国民」には、関係する権利について、当該締約国の第一・二条（一般的定義）(t)に定義する者であって、第十一・九条（多数国間協定）に掲げる協定又は貿易関連知的所有権協定に定める保護の適格性の基準を満たすこととなるものを含む。

2　締約国は、自国の司法上及び行政上の手続（他の締約国の国民に対し、自国の領域における送達の住所の選定又は代理人の選任を要求するものを含む。）に関し、1に規定する例外が次の(a)及び(b)のいずれにも該当する場合に限り、その例外を援用することができる。

(a)　この章の規定に反しない自国の法令の遵守を確保するために必要であること。

(b)　貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと。

3　1の規定に基づく義務は、知的財産権の取得又は維持に関してＷＩＰＯの主催の下で締結された多数国間協定に定める手続については、適用しない。

第十一・八条　貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康

1　締約国は、二千一年十一月十四日に採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言を再確認する。締約国は、特に、この章の規定について次の了解に到達した。

(a)　締約国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言において正当に認められた柔軟性を十分に利用する権利を確認する。

(b)　締約国は、この章の規定が、各締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げるものでなく、また、妨げるべきでないことを合意する。

(c)　締約国は、各締約国が有する公衆の健康を保護する権利、特に全ての人の医薬品へのアクセスを促進する権利を支持するような方法でこの章の規定を解釈し、及び実施することができ、また、そのような方法で解釈し、及び実施すべきであることを確認する。

2　この章の規定は、医薬品へのアクセス及び公衆の健康に係る締約国の約束に鑑み、貿易関連知的所有権協定第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定の効果的な利用を妨げるものでなく、また、妨げるべきでない。

3　締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定を実施するための国際的な努力に貢献することの重要性を認識する。

第十一・九条　多数国間協定

1　各締約国は、締結していない次の多数国間協定を批准し、又はこれに加入する。

(a)　千八百八十三年三月二十日にパリで作成され、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）（以下この章において「パリ条約」という。）

(b)　千八百八十六年九月九日にベルヌで作成され、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）（以下この章において「ベルヌ条約」という。）

(c)　千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（千九百七十九年九月二十八日の修正並びに千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日の変更を含む。）（以下この章において「特許協力条約」という。）

(d)　標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（二千六年十月三日及び二千七年十一月十二日の修正を含む。）（以下この章において「マドリッド議定書」という。）

(e)　千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約（以下この章において「ＷＩＰＯ著作権条約」という。）

(f)　千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下この章において「ＷＩＰＯ実演・レコード条約」という。）

(g)　二千十三年六月二十七日にマラケシュで採択された盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（以下この章において「マラケシュ条約」という。）

2　各締約国は、締結していない次の多数国間協定を批准し、又はこれに加入するよう努める。

千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（千九百八十年九月二十六日の修正を含む。）

3　締約国は、次のいずれかの多数国間協定を批准し、又はこれに加入しようとする場合には、当該多数国間協定の批准若しくはこれへの加入又はその実施の支援のための他の締約国との協力を求めることができる。

(a)　千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された植物の新品種の保護に関する国際条約の千九百九十一年改正条約

(b)　千九百九十九年七月二日にジュネーブで作成された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

(c)　千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この章において「ローマ条約」という。）

(d)　二千六年三月二十七日にシンガポールで作成された商標法に関するシンガポール条約

第Ｂ節　著作権及び関連する権利

第十一・十条　著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利

1　各締約国は、著作物の著作者に対し、その著作物について、有線又は無線の方法により公衆に伝達すること（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の利用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。）を許諾する排他的権利を付与する。

2　各締約国は、実演家及びレコード製作者（注）に対し、そのレコードに固定された実演及びレコードのそれぞれについて、有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与する。

注　この章の規定の適用上、締約国は、「レコード製作者」を「録音物の著作者」と同一の意味を有するものと解釈することができる。

3　各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードを複製すること（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾し、又は禁止する排他的権利を付与する。

第十一・十一条　放送に対する報酬請求権（注）

注　締約国がＷＩＰＯ実演・レコード条約を締結しており、又は締結することとなる場合には、この条の規定に基づく当該締約国の義務は、当該締約国がＷＩＰＯ実演・レコード条約に基づいて行った又は行うこととなる約束及び留保に従う。

実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬又はこれに代わる使用料を受け取る権利を享有する。

第十一・十二条　放送機関及び衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の保護

1　各締約国は、放送機関に対し、その放送の少なくとも無線による再放送、その放送の固定及びその放送の固定物の複製を禁止する排他的権利を付与する。（注1、注2）

注1　締約国は、放送機関に対して当該権利を付与しない場合には、ベルヌ条約に従い、放送の対象物の著作権者がこの1に規定する行為を防止することができるようにする。

注2　各締約国は、この1の規定に従って付与する権利に関し、ローマ条約の認める限りにおいて、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。